

令和8年度
南阿蘇村企業雇用型地域おこし協力隊業務
プロポーザル実施要領

南阿蘇村役場農政課

令和8年6月

1. 業務の説明

(1) 目的

南阿蘇村（以下「本村」という。）では、豊かな湧水や広大なカルデラが育む農地を活かした農業が基幹産業となっているが、近年の農業従事者の高齢化や後継者不足の加速に伴い、地域の景観維持や農業基盤を揺るがす「耕作放棄地の増大」が深刻な課題となっている。

この課題解決に向けて、本村が委嘱する地域おこし協力隊員（以下「協力隊」という。）と、協力隊を受け入れる民間企業等（以下「受入事業者」という。）が連携して、本村の耕作放棄地の解消・再生に関与するとともに、協力隊に対して農業の生産技術から経営管理まで「体系的な知識」を受入事業者が指導することで、民間活力の活用による農業振興と、将来的な協力隊の定住・定着を目指す。

(2) 業務の名称

令和8年度南阿蘇村企業雇用型地域おこし協力隊業務

(3) 業務内容及び要求仕様

「令和8年度南阿蘇村企業雇用型地域おこし協力隊業務仕様書」のとおり。

(4) 契約期間等

令和8年7月1日から令和9年3月31日までとする。

※協力隊の任期に応じて継続して、再委託することができるが、次年度以降の契約を確約するものではない。

(5) 業務の場所

南阿蘇村内、その他業務を遂行するのに必要な場所

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(7) 業務委託上限額

金27,959,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

算出根拠は下記のとおりである。

・協力隊報償費：1人当たり350万円×（雇用月額／12）

・協力隊活動費：1人当たり200万円×（雇用月額／12）

※隊員の雇用人数は7人を上限とする。

※令和8年度の業務受託上限額については、隊員の雇用期間を9月で算出

※委託料の支払いについては概算払いとし、詳細は業務委託契約書によるものとする。

※上記経費を超えた場合は、隊員受入事業者の負担とする。

2. 参加資格等

(1) 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる事業者は、次の要件のすべてを満たすこととする。

①次の各号のいずれにも該当すること。

- (ア) 南阿蘇村工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年訓令第43号）に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (イ) 南阿蘇村暴力団排除条例（平成23年条例第5号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者。
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (エ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りでない。
- (オ) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人住民税、法人業務税）、市町村民税等を滞納していないこと。

②南阿蘇村内に事業所を有する法人で、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する認定を受けた者。

③協力隊を原則南阿蘇村内で、勤務させることができること。

④総務省の地域おこし協力隊制度について、深く理解し、別紙仕様書で定める委託業務について、十分な遂行能力と適正な執行体制を有し、本村の指示に柔軟に対応できること。

(2) 参加資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失する。

- ①本手続において提出した書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。
- ②本手続の期間中に、前条に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- ③辞退届を提出したとき。

3. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

項番	内容	期日・期間等
1	公募開始	令和8年6月10日
2	質問書受付期限	令和8年6月16日
3	質問書回答	令和8年6月18日
4	参加申込書の提出期限	令和8年6月19日
5	提案書の提出期限	令和8年6月19日
6	提案書審査（プレゼンテーション）	令和8年6月22日
7	受託候補事業者の決定及び通知	令和8年6月25日
8	契約締結	令和8年7月1日
9	協力隊の委嘱	令和8年7月1日

なお、項番6「提案書審査（プレゼンテーション）」開催日時については、プロポーザル参加申込数の確定後担当者宛にメール等で通知する。

4. 担当部署

南阿蘇村 農政課 有機農業推進係

〒869-1404

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705番地1

TEL：0967-67-2706

E-mail：noseil@vill.minamiaso.lg.jp

5. 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問については、質問書（様式5号）を提出すること。なお、電子メールで提出するものとし、電話及び訪問による質問は受け付けないものとする。

(2) 提出期限

令和8年6月10日（水）から令和8年6月16日（火）午後5時まで

(3) 提出先

「4. 担当部署」に同じ。

(4) 質問書への回答

質問に対する回答は、令和8年6月18日（木）午後5時までに、質問者の商号又は名称を伏せた状態で村ホームページへ掲載する。

6. 参加申込の手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。なお、電子メールで提出するものとする。

(1) 提出書類

参加申込書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和8年6月19日（金）午後5時必着

(3) 提出先

「4. 担当部署」に同じ。

(4) 参加の辞退

本業務に係る提案書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、事前に連絡のうえ提案書の提出期限までに直接持参又は郵送により辞退届（様式6号）を提出すること。

なお、辞退したことによって、以後の本村発注における競争入札等において不利益な取扱いを受けることはないものとする。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（様式第2号）及び企画提案書類一式（様式任意）

（ア）用紙サイズは日本工業規格A4判（A3判資料折込使用可）とする。

（イ）枚数の上限は20枚（20スライド）とする（様式第2号はこの枚数に含まない）。

（ウ）委託業務仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。

②見積書（様式第3号）

③積算内訳書（任意様式）

④誓約書（様式第4号）

(2) 提出期限

令和8年6月19日（金）午後5時必着

(3) 提出方法

電子メール又は、行政業務支援システムにより提出すること（部数は1部）。

なお、当該システムの利用にあたっては、参加申込書（様式第1号）に記入された電子メールアドレス宛に本村より当該システムにて空ファイルを送信することにより利用できるようにすることを想定している。

(4) 提出先

「4. 担当部署」に同じ。

(5) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、すべて提案事業者の負担とする。

(6) 本村からの疑義照会

提出のあった提案書等の内容について、必要に応じて本村から疑義照会等を行うことができるものとする。

(7) 提案書等の取扱い

- ①提案書の提出後において、事業者の選定までの間は、提案書に記載された内容の追加及び変更は認めないものとする。
- ②提出された提案書等は一切返却しないものとする。
- ③提出された提案書等は公開しないものとする。

8. 審査

(1) 審査方法

プロポーザル方式とする。本プロポーザルによる審査及び評価については、「令和8年度南阿蘇村企業雇用型地域おこし協力隊業務に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行うものとし、プレゼンテーション審査を実施する。

なお、プレゼンテーション審査は、原則として、本村が後日指定した日時及び場所において実施するものとする。

提案事業者の出席は必須とする。ただし、質疑応答等に備え一部の者がリモートで参加することも可能とする。この場合は、リモート参加に係る設備等は提案事業者が準備すること。

プレゼンテーション（提案書）審査

- (ア) 審査委員会において、提案事業者によるプレゼンテーションを実施し、提出された企画提案書を基に内容について質疑を行い、本業務内容の理解度や取組姿勢、発注者にとって有効となる提案内容等について評価を行うものとする。

(イ) プレゼンテーション審査は、1者あたり30分以内で行うものとし、出席者は5人以内とする（リモート参加の者はこの限りではない）。

(ウ) プレゼンテーションに必要な機材は、本村から指示のない限り、提案事業者にて準備すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは本村で準備するものを使用できることとする。

(エ) プレゼンテーション実施後、質疑応答の時間を15分程度設ける。

(2) 審査方法

プレゼンテーション審査の評価を踏まえた総合的な判断により、受託候補者を決定するものとする。また、次点者についても併せて選考する。

審査委員会の委員は、下記表に基づき各自採点を実施して評価点を算出し、各評価点の平均を提案事業者の審査評価点とする（小数点第2位を四捨五入）。

評価の基準は、下記表のとおりとする。

項番	項目	内容	評価者・配点
1	プレゼンテーション 審査	事業目的を把握し、実現のための手法を提案しているか。	審査委員 100
		地域おこし協力隊のマネジメントと育成について、効果的な提案がしているか。	
		業務を安定的に遂行できる実施体制を有しているか。	
		業務実施スケジュールは妥当か。	
		地域で必要とされ、貢献性の高い事業者であるか。	
		企画内容に見合った適切な経費となっているか。	
評価計			100

提案事業者の評価点を事業者の得点とし、第1位の提案事業者を受託候補事業者、第2位の提案事業者を次点者とする。

なお、事業者の得点が同点となった場合は、くじ引きにより受託候補事業者及び次点者を決定する。

また、事業者の得点が評価点（100点）の5分の3未満となった事業者は、受託候補事業者及び次点者として選定しない。

(3) 結果通知

審査結果については、全ての提案事業者（辞退者を除く）に対して電子メールにより個別に通知する。

また、本村のホームページにおいても公表するものとし、その際は第1位の提案事業者（受託候補事業者）名及び得点のみを公表する。

（4）その他

- ①審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。
- ②審査結果の開示等を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けないものとする。

9. 契約

受託候補事業者は、提案した提案書及びプレゼンテーション等の内容に基づき、本村と詳細設計及び契約内容の協議を経て随意契約により契約を締結するものとする。

なお、受託候補事業者との協議において、両者が合意に至らない場合は、次点者との協議を行うものとする。

契約手続及び契約書は、南阿蘇村契約規則（平成17年規則第89号）の定めるところによるものとする。

また、契約締結後において、受託事業者に本要領における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

10. その他留意事項

- （1）参加事業者は、本業務により直接又は間接的に知り得た情報について、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。
- （2）提案書については、参加事業者が無断で本業務以外の用途に使用しないものとするが、選定作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- （3）本要領に記載のない事項については、本村の指示によるものとする。